

愛知県環境審議会総合政策部会 会議録

1 日時 2025年（令和7年）11月27日（木）午後3時から午後3時50分まで

2 場所 愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 議事

(1) 審議事項

愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて

4 出席者

(1) 委員・専門委員

深澤部会長、浅川委員、大石委員、橋本専門委員

【オンライン出席】

長田委員、杉山委員、渡邊委員、山中専門委員

(以上委員6名、専門委員2名)

(2) 事務局

環境局：

平野技監、杉本環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

西川課長、小川担当課長、國立課長補佐、渥美主査、林主査

(以上7名)

5 傍聴人

なし

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて

- ・ 資料1について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【浅川委員】7番目の県民意見については、読み取りやすいように修文して欲しい趣旨かと考える。「石炭、重油等と比較して、燃焼時」と修文してはどうか。

【事務局】ご指摘を踏まえ、「水素、アンモニア、都市ガス及び天然ガスは、石炭、重油等と比較して、燃焼時、二酸化炭素の排出が少なく地球温暖化対策に資するとともに、窒素酸化物以外のばい煙の発生がないと見込まれ大気質への影響は低減される。」と修文する。

【浅川委員】8番目の県民意見について、アンモニア混焼の実証試験のデータも確認しているため、この内容も対応案に追記してはどうか。

【事務局】ご指摘を踏まえ、対応案にその旨を追記する。

【深澤部会長】県民意見が少ないという印象であるが、概ねこの程度の件数か。

【事務局】案件によって様々であり、今年度の県民意見募集結果を見ると、「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更(案)」においては提出人数31名、提出件数31件であり、「底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定(案)」においては、意見がなかった。

【橋本専門委員】募集対象外の意見については、「回答を控えさせていただきます。」としているが、これらの意見はこのまま回答がされないままとなるか。

【事務局】募集対象外の意見については、個別に県に問い合わせがなければ、質問者に対して回答をすることはない。今回の県民意見のうち、いくつかの意見は、意見概要にも記載されているとおり、本県が開催している「健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動」において、住民団体の方から御意見や要請をいただいている内容であり、このときに回答をさせていただいている。

- ・ 資料2について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【大石委員】7番目の県民意見に基づき、燃焼時に係る箇所を修正したが、意見者に対する回答はどのようになるか。

【事務局】「御意見を踏まえ、・・・と修文します。」などと修正をさせていただく。

【深澤部会長】委員からの意見を踏まえ、部会報告案を修正する必要があるため、事務局から修正箇所の確認をしていただきたい。

【事務局】部会報告中、2ページ中、「水素、アンモニア、都市ガス及び天然ガスは、石炭、重油等の燃焼時と比較して、二酸化炭素の排出が少なく」を「水素、アンモニア、都市ガス及び天然ガスは、石炭、重油等と比較して、燃焼時、二酸化炭素の排出が少なく」と修正させていただく。

【深澤部会長】ただいま事務局が示したとおり修正し、部会報告としてよろしいか。

(委員から意見等なし)

【深澤部会長】それでは、この修正をえたものを部会報告とする。

(3) 閉会